

3つの年金があなたの一生をサポートします

町民課 内線216

国民年金は、老後に備える老齢基礎年金だけでなく、病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また万が一ご本人が亡くなったときには、残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。障害基礎年金や遺族基礎年金

老後に備えます

①老齢基礎年金

平成20年度年金額 792,100円 (満額)

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年以上あることが必要です。

不測の事態に備えます

②障害基礎年金

平成20年度年金額 (定額) 990,100円 (1級)  
792,100円 (2級)

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表 (1級・2級) による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

(注) 子の人数によって加算 (1人につき:227,900円、3人目以降:75,900円) があります。

③遺族基礎年金

平成20年度年金額 1,020,000円 (妻)

[基本額(定額):792,100円+子1人の加算額:227,900円]

国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

(注1) 子は18歳到達年度の末日まで、又は障害のある場合は20歳まで支給されます。

(注2) 妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

を受けるとともに、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

問い合わせ先

愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22・5440(代)

人権擁護委員の日

町民課 内線213

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人権擁護委員は私たちの町の相談パートナーです。離婚など家庭内の問題、いじめ、隣近所のもめごとなど、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局(☎089・932・0888)までご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

- 鬼北町の人権擁護委員は次の方々です。
- 中岡 愛子 (芝)
- 杉本 和巳 (広見)
- 松浦 昭 (小松)
- 平野 文雄 (父野川下)
- 長瀬 和美 (上大野)

◎人権問題に関する

総合12時間電話相談

相談内容 差別待遇、いじめ、プライバシーの侵害等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談(予約不要・無料・秘密厳守)

日時 6月1日(日) 9時~21時

電話番号 フリーダイヤル

0120・025・550 (携)

帯電話からの相談も可) 相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

麻しん(はしか)の予防接種を受けましょう

保健福祉課 内線615

昨年、10代から20代を中心とした年齢層で麻しんが流行し、多くの学校が休校の処置をとるなど社会的な問題となりました。予防接種法の改正により、麻しんの予防接種を1回しか受けていない年代に対し、麻しん風しん混合ワクチンとして2回目の予防接種を受ける機会を設けることにしました。予防接種を受けたことがない人はもちろん、1回受けたことがある人も2回目の予防接種を受けましょう。

対象者

中学1年生相当年齢の人(平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの人)、高校3年生相当年齢の人(平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれの人)

接種期間は、4月から21年3月31日までですが、少しでも早い免疫の獲得が望まれることから、可能な限り6月末までに受けることが勧められています。